



## 愛犬家のマナー・ルール

地域社会の中で愛犬と末永く幸せに暮らすためには、地域の皆が気持ちよく生活できるよう配慮が必要です。マナーやルールを守って愛犬ライフを楽しみましょう。



### 犬に関する苦情・相談の例

- ・鳴き声がうるさい、深夜に吠えている
- ・リードで繋がずに散歩をしている
- ・散歩のときにフンを放置している
- ・犬に追いかけられた、咬まれた

### ご近所に気配りを！

- ・鳴き声や毛の飛散、ふん尿の放置でご近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・飼い犬の鳴き声は飼い主ご自身では気にならないこともあります。ご近所に聞いてみるのも良いでしょう。

### しつけをしっかりと行いましょう

飼主が愛犬の行動を管理できれば、思わぬ事故や周囲への迷惑を防ぐことができます。また、日々の健康チェックやお手入れなどのお世話が楽になるだけでなく、災害対策にもなるなど、しつけのメリットはたくさんあります。金沢市では、犬のしつけ教室を開催しています。令和6年度第1回犬のしつけ教室は4月2日から募集開始します。ぜひご応募ください。詳しくはHPをご覧ください⇒



犬のしつけ教室受講者募集  
(金沢市公式ホームページ)

### お散歩マナーを守りましょう

- ・必ずリードをつけ、きちんと愛犬を制御できる人が行いましょう。  
※犬の放し飼いは条例で禁止されています！
- ・時間帯や場所に配慮し、リードは適切な長さにしましょう。
- ・回収袋を持参し、愛犬のフンは必ず持ち帰りましょう。



### 愛犬が他人を咬んだ場合は・・・！

咬まれた人の手当てが先決です。すぐに病院を受診してもらいましょう！  
石川県動物の愛護及び管理に関する条例により下記の事項を守ってください。

- ・動物愛護管理センターへ届け出てください（裏面相談窓口へ連絡）
- ・狂犬病にかかっていないか、動物病院で鑑定を受けてください。
- ・咬んだ日から2週間以上、犬を丈夫なオリに入れるか、家から出さないようにしてください。

## 犬に関する手続きのご案内

犬を飼っている方は、場合に応じて手続きが必要になります。犬に関する各種手続きは保健所または動物愛護管理センターで行っています。

### 犬を飼い始めたとき

- ▶ 生後91日以上の犬は登録が必要です。 **手数料 3,000円**
- ▶ 動物病院(一部の病院を除く)でも狂犬病予防注射と一緒に登録できます。料金等は各動物病院に確認してください。

### 転居等により犬の所在地に変更があったとき

- ▶ 転居先の自治体に届出を行ってください。  
金沢市への転入であれば保健所または動物愛護管理センターで手続きができます。旧所在地の鑑札をお持ちの場合は鑑札をご持参ください。

### 登録内容の変更、又は犬が死亡したとき

金沢市内での飼主の変更や住所の変更、又は犬が死亡したときは下記いずれかの方法で手続きしてください。

- ① 保健所または動物愛護管理センターへ届出
- ② 狂犬病予防注射の案内はがきに記載し、郵送
- ③ 金沢市電子申請サービスで手続き(手続きはこちら)⇒

きちんと手続きを行うことも愛犬への愛情の一つです



犬の登録事項変更届



犬の死亡届

## ドッグラン金沢

動物愛護管理センター内に設置されたドッグラン金沢を無料開放しています。愛犬の運動不足解消やしつけの練習等に、ルールを守ってご利用ください。

休日開場もやります！詳しくはHPへ

利用可能日時：平日 9時～13時、13時～17時

※犬の体重により、利用できる日時が異なります。

初回のみ利用登録が必要です。詳細はこちらへ⇒



ドッグランの利用について  
(金沢市公式ホームページ)



### 会員登録時の確認事項

1. 犬の鑑札及び当該年度の狂犬病予防注射済票を犬の首輪等に装着していること
2. 1年以内に受けた5種以上の犬の混合ワクチンの接種証明書を提示すること
3. 申請者の年齢等がわかる身分証明書を提示すること